

議案第37号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

	33 烏 取県 ワク チン 接種 緊急 促進 基金	子宮頸がん 予防ワクチン、 ヒブワクチン 及び小児用肺 炎球菌ワクチ ンの接種を促 進し、感染症 の予防を図る こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。		33 烏 取県 ワク チン 接種 緊急 促進 基金	子宮頸がん 予防ワクチン、 ヒブワクチン 及び小児用肺 炎球菌ワクチ ンの接種を促 進し、感染症 の予防を図る こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
	34 烏 取県 住民 生活 に光 をそ そぐ 基金	配偶者等か らの暴力によ る被害者の支 援等の社会的 に弱い立場に ある者に係る 対策及び自立 支援並びに知 の地域づくり の取組を実施 し、住民生活 の向上及び地 域の活性化を 図ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。